

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記意見書を栃木市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり  
提出する。

令和 2 年 7 月 31 日提出

提出者	栃木市議会議員	天 谷 浩 明
	同	関 口 孫一郎
	同	氏 家 晃
	同	入 野 登志子
	同	針 谷 育 造
	同	福 富 善 明
	同	白 石 幹 男
	同	針 谷 正 夫
	同	千 葉 正 弘

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化 に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が懸念されている。

地方自治体では、医療・介護・子育て支援の充実、地域の防災・減災対策、雇用の確保、長期化する感染症対策など喫緊の対応が求められており、それに必要となる財政需要は増大の一途をたどっている。地方財政においては、巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年7月31日

栃木県栃木市議会

衆議院議長、参議院議長、  
内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣 様